

## 特定接種登録申請書（医療分野）の確認の手引き

登録申請書の内容確認にあたっては、少なくとも以下の事項に留意するものとする。

### 1. 申請者（事業者）情報

#### 【事業者名】

- ・登録要領の別添1の「事業の種類」及び「事業の種類の詳細」に記載された事業を営む事業者であること。

（参考：別添1 特定接種（医療分野）の登録対象に関する基準）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000629213.pdf>

- ・法人種別（医療法人社団、株式会社、公益財団法人等）が正しく入力されていること。個人事業主の場合は氏名が入力されていること。
- ・公設機関において、指定管理者制度等を用いて運営委託している場合は、事業者名に府省庁名、地方公共団体名、行政執行法人名又は特定地方独立行政法人名が入力されていること。

（参考：特定接種登録申請書（医療分野）の入力に関する手引き P.2）

法人名、商号については、開設届等と一致させること。法人種別については株式会社〇〇、公益財団法人△△など、省略せず入力すること。（株）や（公財）は用いない。なお、法人化していない個人事業主の場合は、氏名を入力すること。

また、公務員の場合は、その所属機関名（府省庁名、地方公共団体名、行政執行法人名又は特定地方独立行政法人名）を入力する。

なお、公設医療機関において、指定管理者制度等により運営を行っている場合は、事業者名には府省庁名、地方公共団体名、行政執行法人名又は特定地方独立行政法人名を入力し、事業所名に当該公設機関名を入力すること。

#### 【代表者氏名】

- ・代表者氏名が正しく入力されていること。特に、個人事業主の場合は、事業者名に続き、再度、個人事業主の氏名が入力されていること。

（参考：特定接種登録申請書（医療分野）の入力に関する手引き P.2）

登録申請事業者や公務員の所属機関の代表者名を入力する（理事長、代表取締役等。国の場合は、各府省庁の長、地方公共団体の場合は、都道府県知事、市区町村長）。

なお、法人化していない個人事業主の場合は、再度、個人事業主の氏名を入力すること。

#### 【業務継続計画（診療継続計画）の有無】

- ・業務継続計画が作成されていないという情報があった場合など、業務継続計画の作成について疑義がある場合、必要に応じて登録申請事業者から根拠資料の提出等を求めることにより、業務継続計画の作成の有無を確認する。

（参考：特定接種登録申請書（医療分野）の入力に関する手引き P.3）

業務継続計画※（診療継続計画）を作成している場合は「業務継続計画の有無」欄で「有」を選択すること（公設医療機関の開設者は、備考欄に入力すること）。なお、業務継続計画を作成

していない場合は登録申請の対象とならない。

### 【産業医選任の有無】

- ・ 医療分野において「産業医選任」は要件ではないため「無」で差し支えない。「有」を選択している場合でも疑義には当たらない。

(参考：新型インフルエンザ等対策ガイドライン P.94)

#### ② 産業医を選任していること

特定接種を迅速に進め、住民接種をできる限り早く実施するため、事業者自らが接種体制を整える。なお、「介護・福祉型」については、産業医の選任を求めないが、嘱託医に依頼するなど迅速に接種が行える体制を確保すること。

また、医療分野については、当該基準は適用しないこととするが、事業者自ら接種体制を整えること。

## 2. 事業の種類情報

### 【登録対象業務の従業者数】

- ・ 申請事業者の登録対象業務の従業者数が、他の同規模の事業者と比べて、登録対象業務の従業者数が過大（概ね2倍を超える場合）となっていないこと。

### 【申請事業者の全従業者数】

- ・ 本項目については入力が必要はないが、入力している場合でも疑義には当たらない。

(参考：入力に関する手引き P.4)

本項目については、入力する必要はない。

### 【備考】

- ・ 歯科診療所が属する郡市区歯科医師会名が記載されていること。

(参考：特定接種登録申請書（医療分野）の入力に関する手引き P.5)

新型インフルエンザ等医療提供を行う歯科診療所については、原則的に、下記①新型インフルエンザ等医療提供を行う事業の「歯科診療所」の項目に該当する歯科診療所として各郡市区歯科医師会の推薦を得て登録申請を行うこととしている。このため、この欄には登録申請する歯科診療所が所属する郡市区歯科医師会名を全角文字で入力すること。郡市区歯科医師会に所属していない場合は、空欄で差し支えない。